

# 東京都板橋区農業委員会

## 第24期第25回定例総会議事録

令和4年7月27日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

# 第 24 期第 25 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 4 年 7 月 2 7 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室  
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6		10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について (資料1)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)  
合計2件 (内訳：4条関係1件、5条関係1件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
- (3) 農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について (資料4)
- (4) 国有農地見回りについて (資料5)
- (5) 令和4年度板橋区農業経営実態調査について (資料6)

### 3 次回日程

日 時 令和4年8月29日(月) 午後2時00分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	田中 いさお	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	古木 輝	農政主査
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第25回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、田中いさお委員、久保秀一委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について、こちらは安井一郎委員に関わる案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、安井一郎委員はご自身が関係する議事に参与することができません。それでは事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。申請年月日は令和4年6月22日、相続人・被相続人は記載のとおりです。生産緑地番号は59で、特例適用農地の土地の所在は、徳丸五丁目39番2です。</p> <p>登記簿上の地目と現況は、いずれも畑で、面積は350.23平方メートルでございます。</p> <p>概ねの位置は、下の案内図で生産緑地番号59となっているところで、紅梅小学校の西側になります。相続開始年月日は、令和3年11月12日です。令和4年7月13日に會田会長職務代理に現地を確認していただいております。</p> <p>問題がなければ、2ページ下の証明書を発行したいと思います。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>生産緑地番号59は、収穫が終わり、きれいに整地されている様子を確認しております。</p> <p>証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>會田会長職務代理、現地の様子はいかがでしたか。</p>
會田職務代理	<p>きれいに整地されていて、これからキャベツやブロッコリーを植える予定だそうです。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>4ページ、資料2をご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和4年6月11日から7月10日までに届出があったもので、1件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が徳丸三丁目146番2、徳丸六丁目85番1、徳丸六丁目903番12、高島平八丁目6番1の4筆で、登記簿上の地目は徳丸六丁目85番1が田、それ以外は畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計2,867平方メートルで、転用の目的は駐車場、資材置場、レンタルボックスでございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが、まず徳丸三丁目146番2は4ページ下の案内図で先決番号1と記載しているところで、北野小学校の西側です。次に徳丸六丁目85番1は5ページ上の案内図で先決番号1と記載しているところで、西徳通り宮ノ下交差点の北側です。次に徳丸六丁目903番12は5ページ下の案内図で先決番号1と記載しているところで、志村第五小学校の西側です。最後に高島平八丁目6番1は6ページ上の案内図で先決番号1と記載されているところで、高島平駅の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>地番ごとにご説明いたします。</p> <p>徳丸三丁目146番2の現況はレンタルボックス及び駐車場となっております、現況に対する届出でございます。</p> <p>徳丸六丁目85番1の現況は駐車場となっております、現況に対する届出でございます。</p> <p>徳丸六丁目903番12の現況は駐車場及び資材置場となっております、現況に対する届出でございます。</p> <p>高島平八丁目6番1の現況はレンタルボックスとなっております、現況に対する届出でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次に7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらでも、令和4年6月11日から7月10日までに届出のあったもので、1件でございます。</p> <p>先決番号1、土地の所在が赤塚四丁目1230番、1234番、1235番の3筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計1,047平方メートルで転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は下の案内図で先決番号1と記載しているところで、郷土資料館の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書	記	現況は不耕作地となっており、隣地とともに使用して木造2階建て23棟の分譲住宅になる予定となっております。
会	長	4条関係1件、5条関係1件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 5条に関しては、1,047平方メートル以外にもありますか。
書	記	提出が遅れている2筆の1,543平方メートルを合わせて23棟の分譲住宅になる予定でございます。
会	長	他に特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。
事	務	8ページ、資料3をご覧ください。
局	長	地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和4年6月11日から7月10日までに照会があったもの1件でございます。 番号1、土地の所在が高島平五丁目44番1、44番2の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計897平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者の住所・氏名は記載のとおりです。本件について調査したところ、届出は出されておりましたので、その旨を7月12日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが8ページの下の方、番号1と記載しているところで、高島第三小学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書	記	現況は駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。
会	長	この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(3)農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いします。
事	務	こちらは書記からご説明させていただきます。
書	記	9ページ、資料4をご覧ください。 こちらは、先月に生産緑地番号113の相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について申請があった方から合わせて農地法第3条の

<p>会 長</p>	<p>届出があったものでございます。届出年月日は、令和4年7月8日、届出者は記載のとおりでございます。土地の所在は記載のとおりで、成増四丁目557番3の1筆です。地目は畑、現況も畑で面積は1,306平方メートルです。権利を取得した日付は令和3年9月11日で、事由は相続でございます。現地確認は先月、染宮委員にご協力いただき、令和4年6月22日に現地を確認済みで、7月20日に受理通知書を発送済みです。</p> <p>現況については画面をご覧ください。生産緑地番号113は、きれいに耕作されている様子を確認しております。</p> <p>トウモロコシ、ナス、シシトウ、ピーマン、アオトウガラシなどが植えられておりました。</p> <p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(4)国有農地見回りについて、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>11ページ、資料5をご覧ください。毎年行っている国有農地の見回りでございます。全31件のうち、10件が未貸付地と農耕貸付地で、21件が転用貸付地です。見回り時期は、例年同様、1回目は8月中に全31件を見回り、2回目は来年3月に未貸付地と農耕貸付地の10件を再度見回る予定でして、農政担当係長と書記で見回りを行い、総会で結果報告をいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(5)令和4年度板橋区農業経営実態調査について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>12ページ、資料6をご覧ください。</p> <p>本調査の目的ですが、区における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために行うものでございます。調査内容は13ページから18ページまでが調査票となっております、昨年度と同じ内容となっております。</p> <p>12ページにお戻りください。調査対象は、板橋区に住所を有する農業者142戸となっておりますが、昨年調査時にすでに農業を行って</p>

	<p>いないと報告を受けた件数が4件ございましたので、実質138戸が対象となろうかと思えます。</p> <p>基本的には、前年度調査に応じてくださった対象者数ですが、それに加え、農地台帳との突合により新たに判明した農業者を対象とします。毎年、東京都主税局から農地課税されている農地のリストが送られてきますので、それと現在の対象農地を突合し、職員で現地確認を行った結果、農地と認められる場所の所有者については、調査対象に加えていきたいと思えます。</p> <p>続きまして、今後のスケジュールですが、8月中旬に調査票を配布いたします。調査の基準日は8月1日時点のものをお書きいただくこととなります。提出期限は9月30日で、集計を来年1月までに行い、2月に報告書を作成する予定です。また、この調査は、板橋区と農業委員会の共催で行います。</p> <p>続きまして、19ページをご覧ください。経営実態調査に併せまして、「都市農地保全調査」という、東京都農業会議が東京都から委託されている調査を行います。内容は、20、21ページが調査票となっております。経営の概況、生産緑地の貸借の意向について記入していただく形となります。なお、提出は、先ほどご説明いたしました、農業経営実態調査と一緒に9月30日までにご提出いただきたいと思います。</p>						
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 農業従事者の平均年齢は出ていますか。</p>						
<p>農 政 主 査</p>	<p>平均年齢という出し方はしておりませんが、どの年代が多いかというデータを把握しておりまして、一番多いのが、70歳以上で36.5パーセントで、60歳以上70歳未満が31パーセントとなっております。高齢化が進んでいる状況が続いております。</p>						
<p>会 長</p>	<p>他にご意見等ございますか。 ないようですので、これをもちまして第25回定例総会を閉会いたします。</p>						
<p>(終了時間 午後2時30分)</p>							
<p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p>							
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">・運営委員会</td> <td style="width: 30%; border: none;">8月19日(金)</td> <td style="width: 40%; border: none;">午後2時00分</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">・定例総会</td> <td style="border: none;">8月29日(月)</td> <td style="border: none;">午後2時00分</td> </tr> </table>		・運営委員会	8月19日(金)	午後2時00分	・定例総会	8月29日(月)	午後2時00分
・運営委員会	8月19日(金)	午後2時00分					
・定例総会	8月29日(月)	午後2時00分					